

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	固定資産税等の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、固定資産税等の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

呉市長

公表日

令和7年7月4日

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税等の賦課に関する事務
②事務の内容	地方税法, その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち, 固定資産税及び都市計画税に関する事務。 1. 固定資産税等賦課に関する事務。 2. 固定資産税等の減免に関する事務。 3. 名寄帳, 土地課税台帳, 家屋課税台帳の検索及び印刷。 4. 証明(評価証明, 公課証明等)発行業務。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務総合情報システム
②システムの機能	地方税法, その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち, 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務並びに固定資産台帳記載事項証明書(評価証明・評価公課証明・公課証明)等の発行を行うシステム。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 ([○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	家屋評価システム及び家屋台帳管理履歴システム
②システムの機能	【概要】 固定資産税等を賦課するための家屋の評価を自動計算で行うシステム及び既存家屋調査表を必要に応じて参照・印刷することができる調査表管理システム 【内容】 ①新築・増築・改築した家屋についての固定資産税等に係る家屋評価業務 ②家屋調査表等の課税資料の保存管理業務
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ([] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム)

システム3

①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバ								
②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号の管理 ・各システムの宛名情報を取り込み、同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し、管理する。 2. 情報提供（中間サーバに提供情報を連携する） ・中間サーバに連携する各業務システムの情報を集約して管理する。 ・蓄積した情報を中間サーバに連携する。 3. 情報照会（中間サーバに情報照会を依頼する） ・各業務の宛名番号で対象者を検索し、中間サーバに対して他情報保有機関が保有する特定個人情報（連携対象）の照会を依頼し、結果を表示する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td> <td>☐ 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>☒ 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>☒ 宛名システム等</td> <td>☒ 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">☒ その他（特定個人情報を保有する各業務システム、中間サーバ）</td> </tr> </table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☒ 既存住民基本台帳システム	☒ 宛名システム等	☒ 税務システム	☒ その他（特定個人情報を保有する各業務システム、中間サーバ）	
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☒ 既存住民基本台帳システム								
☒ 宛名システム等	☒ 税務システム								
☒ その他（特定個人情報を保有する各業務システム、中間サーバ）									

システム4

①システムの名称	eLTAXシステム	
②システムの機能	・申告データの審査と管理 ・申請・届出データの審査と管理 ・申告データの連携	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム)

システム5

①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム6～10

システム11～15

システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名		
1. 賦課情報ファイル(固定資産税) 2. 土地情報ファイル 3. 家屋情報ファイル 4. 償却資産申告情報ファイル 5. 償却資産物件情報ファイル 6. 宛名管理ファイル 7. 統合宛名ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第24項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	呉市 財務部 資産税課	
②所属長の役職名	資産税課長	
7. 他の評価実施機関		

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

1. 賦課情報ファイル(固定資産税)

2. 基本情報

[illegible]

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 収納課, 生活支援課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ eLTAX ）
③使用目的 ※		市税の公平・公正な賦課事務遂行にあたり, 納税義務者等を正確に把握する必要があるため。
④使用の主体	使用部署	資産税課, 収納課, 市民窓口課, 各市民センター
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 課税管理に関する事務 ・調査及び届出等による情報から, 賦課・減免等の課税管理業務を行う。 2. 証明発行に関する事務
	情報の突合	賦課・減免等の課税管理業務を行う対象者を特定する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	税務総合情報システムの保守運用	
①委託内容	システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 呉電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (2) 件 ☐ 移転を行っている (2) 件 ☐ 行っていない
提供先1	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	市税の賦課関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先2	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第11号
②提供先における用途	国税に関する調査
③提供する情報	市税の賦課関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	収納課	
①法令上の根拠	番号法第9条別表第24項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	市税の賦課関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
⑦時期・頻度	随時	
移転先2～5		
移転先2	生活支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条別表第23項	
②移転先における用途	生活保護に関する事務	
③移転する情報	市税の賦課関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙)	
⑦時期・頻度	随時	
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理された鍵付き専用室のサーバ内に保管し、サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
2. 土地情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	課税調査対象者	
その必要性	市税の公平・公正な賦課事務遂行にあたり、納税義務者等を正確に把握する必要があるため。	
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	1. その他識別情報:対象者を特定するために記録 2. 地方税関係情報:算出した固定資産税額・都市計画税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	呉市 財務部 資産税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		市税の公平・公正な賦課事務遂行にあたり、納税義務者等を正確に把握する必要があるため。
④使用の主体	使用部署	資産税課, 各市民センター
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 課税管理に関する事務 ・調査、届出等による情報及び法務局からの情報により、土地に対する賦課・減免等の課税管理業務を行う。 2. 証明発行に関する事務
	情報の突合	賦課・減免等の課税管理業務を行う対象者を特定する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		税務総合情報システムの保守運用
①委託内容		システムのハッキングアプリケーション保守作業、ソフトウェアセキュリティや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 呉電子計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ 1 ）件 ☐ 移転を行っている（ 1 ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	市税の賦課関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ）	
⑦時期・頻度	随時	
提供先2～5		
提供先2	国税庁長官	
①法令上の根拠	番号法第19条第11号	
②提供先における用途	国税に関する調査	
③提供する情報	市税の賦課関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ）	
⑦時期・頻度	随時	
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

移転先1	収納課	
①法令上の根拠	番号法第9条別表第24項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	市税の賦課関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	随時	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理された鍵付き専用室のサーバ内に保管し、サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

3. 家屋情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税調査対象者	
	その必要性	市税の公平・公正な賦課事務遂行にあたり、納税義務者等を正確に把握するため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	1. 識別情報 対象者を特定するために記録 2. 地方税関係情報 : 算出した固定資産税額・都市計画税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	呉市 財務部 資産税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		市税の公平・公正な賦課事務遂行にあたり、納税義務者等を正確に把握する必要があるため。
④使用の主体	使用部署	資産税課, 各市民センター
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 課税管理に関する事務 ・調査, 届出等による情報及び法務局からの情報により、家屋に対する賦課・減免等の課税管理業務を行う。 2. 証明発行に関する事務
	情報の突合	賦課・減免等の課税管理業務を行う対象者を特定する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		税務総合情報システムの保守運用
①委託内容		システムのハッキングアプリケーション保守作業、ソフトウェアセキュリティや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 呉電子計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の承諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (2) 件 ☐ 移転を行っている (2) 件 ☐ 行っていない
提供先1	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	市税の賦課関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先2	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第11号
②提供先における用途	国税に関する調査
③提供する情報	市税の賦課関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	収納課
①法令上の根拠	番号法第9条別表第24項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市税の賦課関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理された鍵付き専用室のサーバ内に保管し、サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

4. 償却資産申告情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税調査対象者	
	その必要性	市税の公平・公正な賦課事務遂行にあたり、納税義務者等を正確に把握する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	
	全ての記録項目	
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	呉市 財務部 資産税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民税課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ eLTAXシステム ）
③使用目的 ※		市税の公平・公正な賦課事務遂行にあたり、納税義務者を正確に把握する必要があるため。
④使用の主体	使用部署	呉市 財務部 資産税課
	使用者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 課税管理に関する事務 ・調査及び申告等による情報から、償却資産に対する賦課・減免等の課税管理業務を行う。 2. 証明発行に関する事務
	情報の突合	賦課・減免等の課税管理業務を行う対象者を特定する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	税務総合情報システムの保守運用	
①委託内容	システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 呉電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理された鍵付き専用室のサーバ内に保管し、サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

5. 償却資産物件情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税調査対象者	
	その必要性	市税の公平・公正な賦課事務遂行にあたり、納税義務者等を正確に把握する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	1. その他識別情報：対象者を特定するために記録 2. 地方税関係情報：算出した固定資産税額・都市計画税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	呉市 財務部 資産税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (eLTAXシステム)
③使用目的 ※		市税の公平・公正な賦課事務遂行にあたり、納税義務者等を正確に把握する必要があるため。
④使用の主体	使用部署	呉市 財務部 資産税課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 課税管理に関する事務 ・調査及び申告等による情報から、償却資産に対する賦課・減免等の課税管理業務を行う。 2. 証明発行に関する事務
	情報の突合	賦課・減免等の課税管理業務を行う対象者を特定する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		税務総合情報システムの保守運用
①委託内容		システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 呉電子計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		償却資産申告書等課税資料のデータパンチ
①委託内容		償却資産申告書等課税資料から税総合情報システムで利用できる電子データを作成する。
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 呉電子計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理された鍵付き専用室のサーバ内に保管し、サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

6. 宛名管理ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税調査対象者、納税義務者の関連者	
	その必要性	市税の公平・公正な賦課事務遂行及び個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため。
④記録される項目	[10項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	1. その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報, 連絡先, 連絡先情報: 対象者の賦課期日時点の住居情報及び税額通知の送付先の把握のために記録
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	呉市 財務部 資産税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民窓口課, 市民税課, 収納課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ eLTAXシステム ）
③使用目的 ※		市税の公平・公正な賦課事務遂行及び個人の特定, 個人の宛名の突合を効率化するため。
④使用の主体	使用部署	資産税課, 収納課, 市民税課, 市民窓口課, 各市民センター
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 課税管理に関する事務 ・調査及び届出等による情報から, 賦課・減免等の課税管理業務を行う。 2. 共通宛名管理に関する事務 ・納税者の宛名情報の特定や突合を行い, 共通宛名管理業務を行う。 3. 証明発行に関する事務
	情報の突合	上記の課税管理に関する事務等において, 内部識別番号の宛名情報と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	税務総合情報システムの保守運用	
①委託内容	システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 呉電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理された鍵付き専用室のサーバ内に保管し、サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

7. 統合宛名ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者	
	その必要性	市税の公平・公正な賦課事務遂行及び個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため。
④記録される項目	[10項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	○識別情報 対象者を特定するために記録
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月予定	
⑥事務担当部署	呉市財務部資産税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民窓口課, 市民税課, 収納課, 生活支援課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 （ eLTAX ）
③使用目的 ※		市税の公平・公正な賦課事務遂行及び個人の特定, 個人の宛名の突合を効率化するため。
④使用の主体	使用部署	呉市財務部資産税課, 収納課, 市民税課, 市内各市民センター19カ所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①課税管理に関する事務 ・調査及び届出等による情報から, 賦課・減免等の課税管理業務を行う。 ②共通宛名管理に関する事務 ・納税者の宛名情報の特定や突合を行い, 共通宛名管理業務を行う。 ③証明発行に関する事務
	情報の突合	上記の課税管理に関する事務等において, 内部識別番号の宛名情報と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		税務総合情報システムの保守運用
①委託内容		システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 呉電子計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理された鍵付き専用室のサーバ内に保管し、サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 賦課情報ファイル(固定資産税)

1.自治体コード 2.賦課年度 3.調定年度 4.税目コード 5.通知書番号 6.履歴番号 7.所有者番号 8.納管人区分 9.納管人個人番号 10.免点区分_土地 11.免点区分_家屋 12.免点区分_償却 13.固定算出税額 14.都計算出税額 15.固定軽減額 16.都計軽減額 17.固定軽減後税額 18.都計軽減後税額 19.固定減免額 20.都計減免額 21.固定減免後税額 22.都計減免後税額 23.確定年税額 24.期別税額 25.土地固定課税 26.土地都計課税 27.家屋固定課税 28.家屋都計課税 29.償却固定課税 30.固定課税標準額_合計 31.都計課税標準額_合計 32.更正事由 33.処理年月日 34.コメント

2. 土地情報ファイル

1.自治体コード 2.資産番号 3.処理年度 4.履歴番号 5.画地番号 6.画地履歴番号 7.所有者番号 8.大字コード 9.小字コード 10.甲乙区分 11.本番 12.枝番 13.枝の枝 14.同筆 15.現況地目コード 16.台帳地目コード 17.都計区分 18.非課税区分 19.砂防開始年度 20.特例コード 21.減免コード 22.農業用施設区分 23.現況地積 24.台帳地積 25.住宅用地計算区分 26.小規模地積 27.一般住宅地積 28.非住宅地積 29.評価額 30.固定課税標準額 31.都計課税標準額 32.評価区分 33.路線番号 34.間口 35.奥行 36.補正率 37.区分補正 38.距離補正 39.未処理フラグ 40.処理年月日 41.処理時間 42.処理事由 43.処理担当者

3. 家屋情報ファイル

1.自治体コード 2.沿革区分 3.資産番号 4.処理年度 5.所有者番号 6.大字コード 7.小字コード 8.甲乙区分 9.本番 10.枝番 11.枝の枝 12.同棟 13.棟番号 14.家屋番号甲乙 15.家屋番号本番 16.家屋番号枝番 17.家屋番号枝の枝 18.家屋番号枝の枝の枝 19.都計区分 20.木非区分 21.用途コード 22.種類コード 23.構成材料コード 24.屋根材料コード 25.地上階数コード 26.地下階数コード 27.増改区分 28.建築年 29.課税年 30.特例コード 31.特例終年 32.軽減コード 33.軽減終年 34.減免コード 35.減免終年 36.戸数 37.登記床面積 38.現況床面積 39.併用住宅の住宅部分面積 40.併用住宅の住宅部分評価額 41.再建築費評点数 42.区分 43.評価額 44.軽減対象評価額 45.固定課税標準額 46.都計課税標準額 47.特例減免額 48.特例該当床面積 49.登記事由 50.登記年月日 51.異動事由 52.異動年月日 53.前基準年評価額 54.未処理フラグ 55.処理年月日 56.処理時間 57.処理事由 58.処理担当者

4. 償却資産申告情報ファイル

1.所有者番号 2.自治体コード 3.申告年度 4.申告課税年度 5.発送日 6.申告日 7.コメント 8.申告送付区分通番 9.申告区分マスタ通番 10.整理番号 11.特例有無 12.来年削除 13.屋号 14.代表電話番号 15.経理担当者氏名 16.経理担当者電話番号 17.関与税理士氏名 18.関与税理士電話番号 19.決算期 20.資本金 21.事業内容 22.資産所在地 23.事業開始年月日 24.短縮承認区分 25.増加届出区分 26.非課税有無 27.圧縮記帳区分 28.償却方法 29.青色申告区分 30.借用資産区分 31.事業所家屋区分 32.申告状況年度 33.申告状況区分 34.催告書発送年月日 35.市境割合分子 36.市境割合分母 37.申告管理登録日 38.申告管理削除日 39.申告管理削除フラグ 40.申告管理ユーザーID

5. 償却資産物件情報ファイル

1.自治体コード 2.処理年度 3.所有者番号 4.資産番号 5.固有番号 6.償却種類コード 7.カナ品名 8.漢字品名 9.数量 10.耐用年数 11.取得年月日 12.取得価格 13.特例コード 14.特例終年 15.耐用年数変更起年 16.耐用年数変更耐用年数 17.非課税区分 18.増加償却区分 19.残存率 20.帳簿価格 21.評価額 22.帳簿軽減額 23.評価軽減額 24.前年評価額

6. 宛名管理ファイル

1.漢字氏名 2.生年月日 3.性別 4.現住所 5.続柄 6.世帯主氏名 7.宛番号 8.電話番号

7. 統合宛名情報ファイル

1.個人番号 2.宛番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 賦課情報ファイル(固定資産税) 2. 土地情報ファイル 3. 家屋情報ファイル 4. 償却資産申告情報ファイル 5. 償却資産物件情報ファイル 6. 宛名管理ファイル 7. 統合宛名ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ・申請・届出等の様式を、不必要な情報が記載されないよう分かりやすいものにするとともに、様式に記載された情報について、事務マニュアルに基づき、受付時に確認を行う。 ・他部署又は他機関から情報を入手する場合は、庁内連携システム等の認められた方法以外で入手を禁止するとともに、入手記録を保存し、定期的に確認を行う。 2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ・庁内連携システム情報を入手する場合には、必要な情報以外を入手できないようシステム上で制限を行う。 (具体的な内容を以下に記載) ・操作資格に応じて、参照できる項目を制限する。 ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を越えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報を入手する場合の適切な方法や法令等に違反した場合の罰則等について、教育を徹底する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から宛名情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制限を行っている。 ・宛名情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離し、さらに個人番号は宛名番号のみを同じファイルに保持することで分散管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・宛名システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンロック等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・端末のディスプレイは、来庁者に画面内容が分からないようにする。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。
- ・取得した画面のハードコピーは利用後直ちに裁断処理を行う。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・個人情報の保護に関する法律及び呉市情報セキュリティポリシーを遵守する。 ・情報資産の収受に当たり、適正に管理する。 ・情報資産の搬送に当たり、不正利用を防止するための措置を講じる。 ・情報資産の搬送に当たり、本市の許可なく第三者に委託してはならない。 ・情報資産の搬送に当たり、本市の許可なく他の場所に立ち寄ってはならない。 ・情報資産を損傷し、又は滅失するようなことのないよう安全な管理を行う。 ・情報資産(複写及び複製したものを含む)を業務完了後又は契約解除時に、速やかに返還する。 ・情報資産を使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、他に漏れることのないよう確実に廃棄する。 ・情報資産を本市が指定した目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。 ・情報資産を本市の許可なく複写又は、複製してはならない。 ・知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 ・当該契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知った時は、速やかに報告する。 ・本市は、情報資産の状況について、検査を行うことができる。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・特定個人情報の提供・移転が認められるものについては、番号法で規定されているもののほか、番号法第9条第2項に基づく条例で規定する。 ・認められた提供・移転については、庁内連携システム等の認められた方法以外を禁止する。	
その他の措置の内容	・入退室管理された鍵付き専用室のサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 <番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 <番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 (中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムが入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバープラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<呉市における措置> ・入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID／パスワードによる認証を必要としている。 ・データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは施錠できる保管庫にて管理する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない ☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない <呉市における措置> ・職員に対しては、配属時及び年1回、個人情報保護、特定個人情報の取扱い、法令等に違反した場合の罰則、情報セキュリティ等に関する研修を実施する。 ・委託業者に対しては、覚書に個人情報(特定個人情報を含む)保護に関する条文を規定するとともに、業務に従事する従業員に対して、着任時に守秘義務に関する誓約書を取り交わすことを義務付ける。また、委託業者内においてセキュリティ教育を実施することを義務付ける。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	呉市 財務部 資産税課 償却資産グループ 〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 TEL 0823-25-3214
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止要求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	呉市 財務部 資産税課 償却資産グループ 〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 TEL 0823-25-3214
②対応方法	・問合せ受付時に、問合せに対する対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関連部署に事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年7月23日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

[illegible]